別紙２

（奉行 Edge 年末調整申告書クラウド（以下、奉行クラウド）申請者用）

各種申告書について

１．　申告上の注意

別途書類提出が必要な方は添付書類を別紙「貼付用シート」を印刷し、**年分や支払額等が確認しやすいように**、かつ**外れないようのり付けしてください**。

２．　提出期限

奉行クラウド申請期限および原本書類提出期限

２０２６年１１月５日（木）

３．　申告方法

申告はすべて奉行クラウド上で手続きしてください。**申告の内容によっては、奉行クラウドでの入力に加えて、別途書類の提出が必要になります。**

書類提出が必要な場合は、奉行クラウド上で手続き後、申告書に対応する「貼付用シート」を印刷し、保険料控除証明書等を貼付して各自病院総務課へご提出ください。所属でのとりまとめは不要です。

奉行クラウドでの入力に加えて書類提出が必要な場合は次のとおりです。

・扶養控除等（異動）申告書

前職分の源泉徴収票の添付が必要な方

非居住者の扶養親族がいる方

⇒「①扶養控除等申告書用貼付用シート」に必要な添付書類を貼付して提出してください。

・保険料控除申告書

生命保険料等ご自身で払っている保険料がある方

住宅ローン控除を受けている方

⇒「②保険料控除証明類・住宅ローン控除申告書　貼付用シート」に必要な添付書類を貼付して提出してください。

※詳細については、「よくある質問」、「年末調整のしかた（国税庁ＨＰ）」等をご確認ください。

４．　その他

年末調整は、昨年と同様に１２月の給料支給時に行う予定です。

５．　各種申告について

（１）扶養控除等申告書

扶養控除、障害者控除等を受けるための申告書です。

●年間所得の見積金額について

被扶養者の年間所得の見積金額を記入してください。所得の見積金額は収入見積金額から次の控除額を差し引いた金額です。**所得の見積金額と収入の見積金額は異なります**ので、注意してください。

収入の種類	控除額
給与収入（パート・アルバイト含む）	７４万円 ※収入額が2,200,000円以下の場合。 2,200,000円を超える場合は「年末調整のしかた」47ページ～を参照
公的年金収入 （遺族・障害年金は非課税）	６５歳未満は６０万円 ※収入額が130万円未満の場合 ６５歳以上は１１０万円 ※収入額が330万円未満の場合 詳細は国税庁HP（★）をご確認ください。
事業所得・退職所得・雑所得等	税法上認められる必要経費

★：国税庁HP「合計所得金額の計算について」

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/205.pdf

（例）給与収入の見積金額が１００万円の場合

給与**収入**見積金額	－	給与所得**控除額**	＝	給与**所得の見積金額**
１００万円	－	７４万円	＝	**26万円**

●配偶者を除く１６歳以上の扶養親族について

年間所得見積金額が62万円を超えると控除対象とすることができません。給与明細等を確認し、年間所得見積金額が６２万円（給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が１３６万円以下）を超えていることがないよう、注意してください。万一超えていると、後日税務署へ所得税を追加納付していただく必要があります。

※新しく追加する控除対象者の個人番号を報告していない場合、個人番号報告書を提出してください。

●寡婦控除、ひとり親控除について

【寡婦控除】

所得者本人が次の①、②のいずれかに該当する人をいいます（ひとり親に該当する人を除きます。）。

①夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人

イ　扶養親族を有すること。

ロ　合計所得金額が５００万円以下であること。

ハ　その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のイ及びロのいずれにも該当する人

イ　合計所得金額が５００万円以下であること。

ロ　その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

【ひとり親控除】

所得者本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の①、②及び③のいずれにも該当する人をいいます。

①その人と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が６２万円以下の子に限ります。）を有すること。

②合計所得金額が５００万円以下であること。

③その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

●令和８年１月１日以降採用された方で前職のある方（令和８年中の収入がある方）について

年末調整の申請後、「①扶養控除等申告書用貼付用シート」に前職場が交付した源泉徴収票（令和８年分）を貼り付けて提出してください。**提出時に添付できない場合は、「①扶養控除等申告書用貼付用シート」に付箋等で提出が遅れる旨を記したうえで、１１月１３日（金）までに提出してください。**

※今年中に、藤沢市で会計年度任用職員⇔正規職員間を跨ぎ連続して勤務された方は職員課にて合算した金額で年末調整を行うため、添付の必要はありません。ただし、跨ぐ際に勤務が連続していない方は、（例：１～２月：会計年度任用職員として勤務後退職、６月～：正規職員として再度勤務）退職後に交付された源泉徴収票を必ず添付してご提出ください。

※添付書類が不足していた場合は、ご自身で確定申告していただく必要があり

ますので添付漏れにご注意ください。

●国外に居住する親族に係る扶養控除等について
非居住者である親族に係る扶養控除等を受ける場合には、扶養控除等申告書の申請後、「親族関係書類」及び「送金関係書類」（必要に応じて「留学ビザ等書類」）を「貼付用シート」に貼り付けて提出してください。書類が外国語で作成されている場合は翻訳文もつけてください。書類についての詳細は年末調整のしかたをご確認ください。

（２）基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書

① 基礎控除申告書
本年中の合計所得の見積金額が２，５００万円以下である場合に適用される控除です。

② 配偶者控除等申告書
本人の合計所得が１，０００万円以下かつ、配偶者の合計所得金額が１３３万円以下であれば適用される控除です。

③特定親族特別控除申告書
所得者が特定親族（※）を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族１人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた金額が控除されます。（控除額等の詳細は「令和８年分 年末調整のしかた」１８ページを参照）

※所得者と生計を一にする**年齢１９歳以上２３歳未満**の親族（配偶者、青色事業専従者、白色事業専従者を除く）**で合計所得金額が６２万円超１２３万円以下の者**
⇒合計所得金額が６２万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。

④ 所得金額調整控除申告書
その年の**給与の収入金額が８５０万円を超える所得者で、次の４つの要件のいずれかに該当する場合**、適用される控除です。
イ 所得者本人が特別障害者
ロ 同一生計配偶者が特別障害者
ハ 扶養親族※が特別障害者
ニ 扶養親族※が年齢23歳未満（平成16年1月2日以後生）

※奉行クラウドでは所得金額調整控除は、所得金額および扶養親族等の状況に応じて自動判定されます。

（３）保険料控除申告書

●生命保険料控除（一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料）

年末調整の申請後、控除証明書または申告に使用することができる旨が明記されている書類を、年分や支払額等が見えるように「②保険料控除証明類・住宅ローン控除申告書　貼付用シート」に貼り付けて提出してください。（給与天引き分は不要）

一般の生命保険・介護医療・個人年金の申告区分、一般の生命保険・個人年金の新旧区分の間違いがとても多いので、証明書類の内容のとおり申告してください。

●地震保険料控除

年末調整の申請後、控除証明書または申告に使用することができる旨が明記されている書類を、年分や支払額等が見えるように「②保険料控除証明類・住宅ローン控除申告書　貼付用シート」に貼り付けて提出してください。（給与天引き分は不要）

・一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われるものと旧長期損害保険契約いずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。
・算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

●社会保険料控除

本人又は本人と生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料等で、本人が本年中に支払ったものが控除対象になります。

①国民健康保険料
②健康保険・厚生年金保険・船員保険の保険料
③国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金
※③は証明書類の添付が必要です（領収書のコピー可）。

●小規模企業共済等掛金控除

本人が支払ったもののみが控除対象です。扶養親族が支払ったものは控除対象になりません。iDeCo（個人型確定拠出年金）は支払った掛金の全額が控除対象となります。控除証明書または申告に使用することができる旨

が明記されている書類を、年分や支払額等が見えるように「②保険料控除証明類・住宅ローン控除申告書　貼付用シート」に貼り付けて提出してください。（ただし、給与天引き分は不要）

（４）住宅借入金等特別控除申告書

年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける場合は、税務署の発行する「住宅借入金等特別控除申告書(※１)」を、**控除額まで計算して記入**し、金融機関が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（原本）」とあわせて、「②保険料控除証明類・住宅ローン控除申告書　貼付用シート」に貼り付けて提出してください。

・住宅借入金等特別控除申告書に個人番号を記載する欄がある方は**個人番号の記入はしないでください**。

・神奈川県市町村職員共済組合の住宅貸付を受けている方は、別途送付される残高証明書を確認の上貼付して下さい。

・令和８年１月１日以降居住の用に供した住宅について、令和８年分は確定申告で控除を受けることになります。

※住宅借入金等特別控除申告書の電子交付を受けた方は、ｅ－Ｔａｘ のＱＲコード付証明書等作成システムを利用して書面で出力して提出して下さい。

注）電子交付を受けた方は、QRコード付でないものは使用できません。例年提出誤りが多いため注意してください。

（詳細については国税庁ＨＰ（ｅ－Ｔａｘ）を参照）

※控除額の計算方法は記入例４及び国税庁のホームページ等で確認し、必ず各自で計算を行ってください。

※住宅借入金等の借換えをした場合は計算式に注意してください。

！：借換えした初年度に限り、借換え直前の当初住宅借入金等残高が分かる書類も提出してください。

借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、その借換えをした年以降の各年において次により計算した金額を住宅借入金等の年末残高として記載します。

$$\frac{\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

※連帯債務者がいる方は、控除申告書の備考欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高○○円のうち○○円を負担することとしています」等の文言、住所及び氏名の記入を受けてください。なお、その人が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入してください。

また、居住日の属する年分が平成３１年分以後である個人に対し、令和２年１０月１日以後に税務署から送付する控除証明書には、控除を受けるべき人が負担すべき割合が記載されています（この負担すべき割合が記載された控除証明書の添付をする場合には、「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄への連帯債務者に関する事項の記載は不要です。）。

６．　最終確認

！提出前に再度確認をお願いします！

○１１月５日（木）までに病院総務課へ提出をお願いします。

○申告書の書き方で不明な点がある場合は、病院総務課職員担当へ問い合わせる前に、マニュアルや国税庁のＨＰタックスアンサー等をご確認いただくようご協力をお願いします。

○提出書類は、指定の「貼付用シート」に**年分や支払額等が確認しやすいように**、かつ**外れないようのり付けしてください**。クリップやホチキス止めは外れる可能性があるため厳禁です。

○扶養控除等申告書の年間所得の見積金額は、収入額ではなく**所得額を記入**してください。（所得額に誤りがあった場合、翌年税務署に確定申告及び追加納税・延滞税の支払が必要になります。）
例）給与所得額＝給与収入額－給与所得控除額（２ﾍﾟｰｼﾞ参照）

○住宅借入金等特別控除申告書は、必ず控除金額まで記入してください。

【よくある誤申告】
○収入と所得の間違い
○保険料の申告区分誤り
一般の生命保険･介護医療･個人年金の区分誤り
一般の生命保険･個人年金の新旧区分誤り
○iDeCoの記入箇所間違い（小規模企業共済掛金控除）
○前職分の源泉徴収票（乙欄や前年）添付誤り
・乙欄は年末調整できないため確定申告してください。
・令和７年分以前は年末調整できません。

以上

（事務担当／病院総務課　職員担当　内線８４２９～８４３２）